

例会報告

第2411回例会報告議事録

日時 27年12月15日(火曜日)

場所 川村学園女子大学 我孫子キャンパス内 会議室

時間 12:15点鐘

ロータリーソング「それでこそロータリー」

ビジター：なし

ゲスト：なし

S.A.A.:高島会員

会長挨拶

鈴木会長エレクト



瀧日会長が会長になられて初めてご欠席されて、代理でやらせて頂きます。

柏クラブの中山会長が会長メッセージでこんなことを書かれています。

『『世界のプレゼントになろう』と2015-2016年 ラビンドランRI会長は年間テーマに掲げました。英語では『Be a gift to the world』と同義語のpresentではなくgiftを用いています。なぜpresentではなくgiftなのか。私はgiftとは見返りを求めない贈り物と解しました』これは心に響き、素晴らしいと思いました。

「まさにこれは超我の奉仕と同義ではないでしょうか。島国日本に暮らす私たちには世界へのという言葉は日々の生活の中ではなかなか実感できないことではあります。しかし自己以外の物は全て世界とすれば自分以外のすべてに奉仕することが本年のテーマであると考えます。」

柏クラブは30人くらいしかいない時代から、今では女性会員がもっとも多いクラブに成長し、そういうクラブ運営の中で多くの人と交流できよのだけれど、大勢いるから全ての人と話ができないというデメリットもあると書いていらっしゃいます。

先週お休みをしたのですが、ロータリーとは何かということで服部会員が卓話でお話してくださいました。

故野田会員に是非とおっしゃっていただき、次年度、2回目の会長をやらせていただきます。

よい会を継続するためには歴史をひもとく必要があると思います。先達がどんな思いでどういうことを目指してやってこれたかを探り訪ねる必要があると思います。訪ねたところには「愛」があるのだと思います。「愛」を知ったら、今度は「愛」を行なうところに行き着くと思います。そんなことを思いながら微力ですけれども、木村次期幹事とやらせていただけたらと思っています。

2001年8月に1週間ばかり、井上先生と奥様のみどり先生と上村晃一会員達とスリランカに行ってきた写真が出てきました。素晴らしい歓迎ぶりでした。井上先生が寄付を募って、我孫子クラブから50万、マッチング・グランツの補助金が50万で合計100万円、当時2000万くらいの価値がありましたが、幼稚園からハイスクールまで立ち上げるお手伝いを井上先生が中心になってされました。ソーマ・ワンサさんという僧侶と日本の牧師が会って仕事をするという素晴らしい話だなと思いました。

子ども達が歌や寸劇をやってくれたのですが、子ども達の目が本当にキラキラ輝いていました。僕たちの前を通るときは指導されなくても邪魔にならないようにちゃんとしゃがんで通る気配りのできる少年少女達でした。

学校でお母さんたちがカレーを作っていて、味見をさせてもらおうとしゃべいだけで味がありませんでしたが、彼らにとってそれが馳走でした。日本がいかにも美味しいものをいただいているか、そんな感じがいたしました。

かつて井上先生のお宅で学びの会、ファイヤーサイドミーティングをよくしました。資料をくださるのですが、星野邦夫先生の医療奉仕についてよく載っていました。

我孫子ロータリーのさまざまな良い歴史があります。僕らが伝えて行って、どこに行き着くのかを考える一年になればいいなと思います。

親睦委員会報告

木村委員長

今日は特にありません。

出席報告

渡邊委員長

18名出席(全員で24名) 出席率75.0%

ニコニコBOX

お名前	メッセージ	金額
鈴木会員	会長代行をさせていただきました。	1,000円
服部会員	卓話をさせていただきました。	1,000円
	写真をいただきました。ありがとうございました。	1,000円
	当日計	3,000円
	今期累計	174,000円



- ・例会変更のお知らせ
 松戸西RC 12月22日(火) 夜間移動例会
 点鐘18:30 場所:松葉鮎
 平成28年1月19日(火) 夜間移動例会に変更
 点鐘18:30 場所:びわ亭
- ・習志野中央RCより創立30周年記念式典及び祝賀会開催のご案内受理
 平成28年2月13日(土)
 登録受付13:00~ 場所:ホテルニューオータニ幕張
- ・第5回日台ロータリー親善会議のご案内受理
 平成28年6月5日(日)
 登録受付13:00~ 場所:石川県立音楽堂コンサートホール
- ・フェロシップ委員会より第2回二輪車ツーリングのご案内受理
 平成28年1月26日(火) 集合10:00 解散14:00
 集合場所:東関東自動車道 大栄PA 下り潮来方面

卓話「遺言書について」

服部会員



プログラム委員長ですので、責任をとって卓話をさせていただきます。
 今日遺言書についてお話しします。今年の3月に依田会員の方からセミナーを頼まれ、「遺言書と相続」というタイトルで2時間程お話をさせて頂いたので、今日は少し端折ってお話したいと思います。
 最近、遺言書について2つ話題になりました。
 一つは、先日、自筆の遺言書に赤いペンで全体に斜めに線が入っているのが最高裁で無効となりました。

もう一つは、遺言書がある場合には相続税の基礎控除額を増やす話が自民党さんの方で論議されているということです。先週、珍しく司法書士が主役になったドラマが放送されました。片平なぎさが几帳面な司法書士を演じていました。職業柄、遺言書にちよくちよくお目にかかります。

遺言書には主に、自分で遺言、日付けを書いて署名をして印鑑を押す自筆証書遺言というものと、公証役場で公証人に作ってもらう公正証書遺言の2種類の形式があります。

平成26年の1年間で公正証書遺言を作成した件数は104,490件でした。前の年に比べて8千件くらい増えています。

自筆証書の遺言は発見した人が家庭裁判所に持って行く事が義務づけられています。そこで検認という手続きを受けますが、その件数は17,000件で、圧倒的に公正証書遺言の方が多いです。

遺言書がない場合は相続人全員が集まり、財産をどう分けるか相談します。それを遺産分割協議と言います。まず、相続人を特定するのですが、時々、相続人が知らない相続人がいる場合があります。私の経験でも、再婚されたご主人が亡くなり、後妻さんが来られたのですが、相続人はその方と娘のお二人だと思っていたところ、戸籍を取ってみると最初の結婚の時に二人のお子さんがいらしたことがわかりました。そのことは知らされていなかったそうです。

次に財産の調査をします。一般的には住んでいるお宅等の不動産、銀行預金、人によっては株式、投資信託等を調査し、財産目録を作成します。

相続人が決まり、財産目録ができて、さあ、どう分けるかということなのですが、法定相続割合というものが決められています。ご主人が亡くなられたとしたら、妻が2分の1、子どもさんは残り2分の1の頭割りになりますが、全員の合意が得られれば、どういう風に分けてもかまいません。一番多いのは、全部を奥さんが相続されるというパターンです。

一部の財産についてのみ先に遺産分割することも可能です。多額の相続があり、相続税の支払いが必要で遺産分割協議に時間がかかりそうな場合、売れそうな土地を先に現金に換えて、相続税の支払いに備えるというやり方もあります。

遺産分割協議について話し合いができない場合は、家庭裁判所で調停の申し立てをして遺産分割の話し合いを進めます。調停で話し合いが整わなかった場合は、審判によって決めます。

一般的には相続人が集まり遺産分割協議を行ないませんが、それが簡単にできない3つのパターンがあります。

一つは相続人の中に未成年者がいる場合です。普通は親が親権者として法律的な手続きをしますが、遺産分割協議の場合は、親子で遺産の取り合いをすることになり、お互いの利益がぶつかります。その場合、お子さんの為に家庭裁判所で特別代理人の選任を申し立てます。1、2ヶ月かかります。

もう一つは、相続人の中に行方不明の人がいる場合です。その場合も、家庭裁判所で不在者の財産管理人を選んでもらって、その方を含めて遺産分割協議を行ないます。

もう一つは最近わりと多いのですが、相続人の中に認知症の方がいる場合です。父親が亡くなり、母親とお子さんが相続人になったけれども、母親が認知症で判断力がないというケースが今増えています。その場合、母親は相続はできません。そこで家庭裁判所で成年後見人という人を選んでもらうのですが、費用も時間もかかります。遺産分割のためだけに成年後見人を選んでも、その人が財産管理をしなければならず、やっかいなことになります。

(次ページへ続く)

遺言書をされる時は、公正証書の遺言をお勧めします。私も公正証書の遺言にかかわることがあるのですが、ほとんどが遺言書の内容を作る事と、証人になってほしいということです。

公正証書の遺言書を作成する公証人というのは給料の出ない公務員という扱いになります。千葉県下には公証役場が11箇所あります。

自筆遺言はパソコンでは作成できません。

公正証書の遺言書は公務員が作成するので信用力が高く、保存が確実で、また、亡くなった後、相続人がいろんな書類を集める必要もなく手続きが楽になります。自筆証書の遺言書ですと、家庭裁判所に持って行き、相続人全員を集めて検認という手続きをしますが、公正証書遺言はその必要もありません。

公正証書遺言のデメリットは公証役場に遺言する人が2回行かなければならない、証人2人を手配しないとイケない、それと作成費用がかかるということです。

自筆証書遺言書はいつでもどこでも費用をかせずに作成できますが、デメリットとしては遺言書の形式が法律で定められていますので、形式からはずれると遺言書が無効になります。また、財産の特定が不十分、書くべき内容を書いていないということがあったり、廃棄される恐れもあります。公正証書遺言書は再発行してもらえます。

先日、弁護士さんから不動産の相続登記で、遺言書に「(不動産を)相続させる」ではなく「委任する」と書いてあるのだが、これで登記できますか、という相談を受けました。法務局の判断になるのでそちらでご照会くださいとお答えしたのですが、それは相続できたそうです。誰それに「あげる」と書いてしまうと贈与になり、相続ではなく遺贈ということになり、手続きや費用が全く違ってきます。できるだけ緩やかに解釈しますが、「あげる」とか「託す」とか書いてあると大丈夫かなと思います。

遺言書があればこんなに苦労しなくてもいいのにとすることが日常的に多々あります。

相続人の仲が悪い時は遺言書がないと遺産分割の協議がなかなかできません。家庭裁判所でも費用がかかるし、弁護士を雇えばもっと費用がかかります。

お子さんがいらっしゃらない方も遺言を残すべきです。夫婦それぞれが遺言を残しておくべきです。それがないと、相続人は配偶者と本人の兄弟になり、兄弟が遠方に住んでいたり、付き合いがないとはんこをもらうのに苦労します。悪くすると、相続権があるので財産がほしい、ということになるケースもあります。

再婚した方で前妻にお子さんがある時も遺言書があった方がよいです。大した財産でなくても、やる手続きは同じですので、遺言書は残された方がよいです。遺言書さえあれば、前妻さんのお子さんとコンタクトを取らなくても不動産を自分の名義にできたのに、というケースがあります。

それと、相続人が行方不明だったり、判断能力がない場合も遺言を残した方がよいです。ご長男に相続させる、という遺言を残しておけば、ご長男が自分で手続きができます。

相続人に海外生活者がいる場合は遺産相続の手続きに時間がかかります。独り身の方も遺言しておいた方がよいです。

遺言しておかないといけない人は内縁の妻がいる人です。内縁の妻宛に遺言書がないと、甥っ子に財産が全て行ってしまいます。

また、特定の相続人に多く遺産を譲りたいという場合、法人に遺贈したいという場合も遺言書が必要です。

遺言をする時期ですが、自分の意思判断がきちんとできる時期に作るべきです。相続人に対する気持ちが固まり、財産の状況がこの先そう変わらないと見込まれる時に遺言書を作るとよいと思います。

遺言は全財産について遺言するべきです。長男に土地を相続させる、というだけの遺言ですと、長男には土地だけでよいのか、残りの財産については通常の割合でいいのか等、遺産分割協議をしなければなりません。

また、相続人が死亡した場合などに備えて、予備的な遺言もしておくとうよいと思います。たとえば、独り身で甥に死後のいろんな手続きをしてもらい依頼をして、財産を相続するという遺言を残すケースでは、甥が先に亡くなった場合は甥の妻に世話になり、財産を遺贈する、という文章を残しておくべきです。

財産を分けやすいように預金口座は分けておくとうよいです。

財産の記載もれ、遺言した後に財産が増えた場合に備えて、記載のない財産については長男に相続する、という予備的な文言を入れておくとうよいと思います。

遺言をしたいなと思われたら、ぜひ私にご相談頂きたいと思います。ありがとうございました。

今週の表紙「西光院」 柏市篠籠田1214番地

柏駅からバスで15分ほどの場所にある真言宗豊山派のお寺です。毎年8月16日施餓鬼の日に行われる「篠籠田の三匹獅子舞」が有名です。江戸元禄期から300年以上続く舞で、五穀豊穡と家内安全を祈願して奉納され、千葉県の無形民俗文化財に指定されています。

春に満開を迎えるボタンも有名です。ボタン以外にも桜や紫陽花、椿など四季を通して様々な花に囲まれている美しいお寺です。

ロータリーの友事務局 ホームページ www.rotary-no-tomo.jp メールは web@rotary-no-tomo.jp

環境NPOオフィス町内会が中心となって2005年に立ち上げた新たな間伐促進活動が「森の町内会」です。この活動に賛同して「印刷用紙」や「コピー用紙」を使用する企業は2009年9月現在、92社にのぼり、その環境貢献として促進される岩手県岩泉町・葛巻町・青森県三沢市での間伐は、年間30haの規模になっています。グリーン購入大賞で大賞を、山村カコンクールで林野庁長官賞を受賞しています。



この印刷物に使用している用紙は、森を元気にするための間伐と間伐材の有効活用に役立ちます。

我孫子ロータリークラブは、環境貢献として、「森の町内会」を応援します。